

告 示

埼玉県告示第三百十九号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による縦覧の場所について）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示文中「基づく縦覧」の下に「（知事に置かれる機関の事務所における縦覧に限る。以下同じ。）」を、「基づく縦覧又は謄写」の下に「（知事に置かれる機関の事務所における縦覧又は謄写に限る。以下同じ。）」を加える。